

保護者各位

きわみ保育園における投薬の取り扱いについて

保育園は、1)健康な子供たちの集団生活の場であるという点、2)投薬が医療行為とみなされる点により、医師の指示でやむを得ず保育時間中の投薬が必要となる場合に限り、下記の通り投薬の取り扱いを行うこととしますので、ご案内いたします。

保育園での投薬につきましては、お子様の健康を守るために慎重に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

なお、当園前または帰宅後に服用することが可能な薬につきましては、必ず家庭で服用していただきますようお願い致します。

記

1. 投薬の依頼について

- ① 事前に医師と相談し1日2回の処方をお願いしてみてください。保育園での投薬がどうしても必要と医師の指示があった場合に限り、依頼するようにして下さい。
- ② 「坐薬および解熱剤」や「吸入薬」は、薬の性質から保育園での投薬はできません。
- ③ 「投薬依頼書」に必要事項を記入の上、薬とともに園に提出して下さい。
- ④ 「投薬依頼書」は、保育園での投薬を依頼する毎に必ず提出して下さい。長期的かつ継続的に必要な投薬については別途ご相談下さい。

2. 投薬する薬について

- ① 医師から処方された薬についてのみとし、市販薬や自家製の薬は投与できません。
- ② 1回分をご持参ください。(但し、シロップ等の水薬や外用薬は容器ごとお持ちください。また、粉末はジュースなどに混ぜたりせず、分包されたままの状態でお持ちください。)
- ③ 薬を入れた容器や袋には、必ず記名して下さい。
- ④ 処方時に発行される「薬の説明書」もその都度必ずご持参下さい。
※投薬後の薬の容器と説明書はその日の降園時にお返し致します。

3. 投薬依頼に係る確認について

- ① 熱、食欲、下痢の有無、機嫌、顔色、前夜からの状態など、お子様の健康状態を確認させていただきます。
- ② 「投薬依頼書」「薬の説明書」をもとに、薬の用法を確認させていただきます。

- ・投薬依頼書（園にてその都度記入）
- ・1回分の薬（処方薬のみ）
- ・処方時に発行される「薬の説明書」

3点揃った状態
でお預かりでき
ます。

4. 連絡先について

お子様の具合が悪くなった場合は直ぐに連絡しますので、その日の保護者の連絡先を必ずお知らせ下さい。

以上